

同ページ表中改正前欄中終りから一行目は次のとおり誤り。
 「新設」

（報告の徴収）
 第九十三条の二 「略」
 五五ページ表中改正後欄中一六行目の次に次を加える。

第十三章の三 指定設備に係る認定等
 同ページ表中改正前欄中三行目の次に次を加える。
 第十三章の二 指定設備に係る認定等
 同ページ表中改正後欄中終りから一行目を削除する。

同ページ表中改正前欄中終りから八行目を削除する。
 七二 表中改正前欄中当該圧縮水素 圧縮水素
 九一 表中改正後欄中部門 組織

同日（同号外）経済産業省告示第六十七号（容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示等の一部を改正する告示）（原稿誤り）
 一〇七上 表中改正後欄中終りから一〇五

| | | | |
|-----|------|-------|-------|
| 一〇九 | 第四号表 | 有効期間を | 有効期間の |
| 上 | 終りから | 総括票 | 総括証票 |
| 下 | 終りから | | |
| 三 | 終りから | | |

令和六年三月三十日（号外特第二十八号）経済産業省告示第六十四号（国内外における経営資源活用共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等の一部を改正する告示）（印刷誤り）
 三七六ページ別表中

| | | |
|---|---|------|
| 2 | は | の誤り。 |
|---|---|------|

正 誤

ページ段 行 誤 正
 令和五年十二月二十一日（号外第二百六十八号）公布経済産業省令第六十一号（容器保安規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）

| | | | |
|-----|---------|---------------|----------------|
| 一五 | 終りから | 「第40条、第41条関係」 | 「第40条及び第41条関係」 |
| 二三 | 表中改正後欄中 | 「第40条、第41条関係」 | 「第40条及び第41条関係」 |
| 六〇七 | 終りから | 「第40条、第41条関係」 | 「第40条及び第41条関係」 |
| 四八 | 終りから | 「第40条、第41条関係」 | 「第40条及び第41条関係」 |

二九ページ表中改正後欄中終りから一行目の次に次を加える。
 （報告の徴収）

第九十三条の三 「略」